

京 都 大 学 i P S 細 胞 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (副所長)                      第4条 iPS細胞研究所に、副所長<u>2名</u>以内を置くことができる。                      2 副所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。                      3 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の終期を超えることはできない。                      4 副所長は、所長の職務を助ける。                      (後 略)</p>	<p>(副所長)                      第4条 iPS細胞研究所に、副所長<u>3名</u>以内を置くことができる。                      2 }                      3 } (同 左)                      4 }                      附 則                      この規程は、平成23年4月22日から施行する。</p>